

どうみん割の再開について

令和4年3月18日

「まん延防止等重点措置」の全道での適用に伴い停止をしておりまして、どうみん割について、「まん延防止等重点措置」の解除に伴い、下記の通り再開・期間の延長が決定となりました。

1 予約・販売期間

3月22日（火）正午～4月28日（木）

※宿泊商品の場合は4月29日（金）チェックアウト分まで

2 事業再開に伴う注意点

- 令和4年1月から青森県民も利用対象としてきましたが、再開後、当面は、北海道民限定かつ北海道内の旅行限定で事業を実施します。
- 3月中は上記以外の大きな制度変更はなく、ワクチン2回接種またはPCR検査等の結果の陰性が利用条件となります。
- 4月以降の取扱いについては、国から都道府県に制度の詳細が示されていないため（※）、ワクチン・検査の取扱いを含めて制度が変更となる可能性がありますので、詳細決定後改めて公表します。
※「どうみん割」は国の補助金を財源として実施されており、現時点で、当該補助制度の4月1日以降の取扱いが国から示されていない状況です。
- 販売・予約後、制度変更があった場合は、販売された事業者様の責任において制度変更の対象となる予約者への連絡・説明等のご対応をお願いします。制度変更が原因で予約がキャンセルとなった場合、事務局及び北海道では、キャンセル料の負担などはできません。
- 令和3年度中の3月22日から3月31日（宿泊の場合は4月1日チェックアウト）までの利用分について、事務局あてに4月13日（水）までの実績報告が必要となります。
※国の制度上、令和3年度の実績として至急処理をする必要があることから短い報告期限を設定するものとなりますが、期限を過ぎての実績報告は支援金の支払対象外となりますので、ご注意ください。

お手数をおかけいたしますが、ご対応のほどお願い致します。

何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。